

# 生涯学習まちづくり 出前講座をご利用ください！

出前講座とは？

市民の皆さんに、市内の様々な講座の中から、興味のある講座を選んでいただき、講師や市職員が、皆さんの元へ向いてお話しするものです。現在年間約280件の講座が開催されています。※出前講座のメニューは、市ホームページまたは市ホームページをご覧ください。

会場の手配は？

会場の手配、当日の進行および参加者への周知は、利用者側でお願いします。

利用できる方は？

市内に在住・在勤・在学している5人以上の方です。※講座によっては利用人数に制限がありますので、ご確認ください。

講師料は？

無料です。ただし、一部の講座で、材料費の負担をお願いする場合があります。

開催時間と場所は？

平日・休日問わず午前9時から午後9時までの間で、2時間以内です。場所は、市内に限ります。※講座によっては日時、場所、人数に制限がありますので、ご確認ください。



ハッピーこちゃん®

利用できない場合は？

- ①公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき
- ②政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるとき
- ③出前講座の目的に反し、その利用が適当でないとき

申し込み方法は？

原則、14日前までにジャンル別にそれぞれ申し込み担当課に窓口・電話・ファクスでお申し込みください(日時・場所・候補日を何日か調整いただくこととなります)。

ジャンル	申し込み先	内線	ファクス
市民編	市民協働推進課	☎465	995-7367
サークル編			
子ども編			
公共機関・公益企業編			
行政編			
行政ダイジェストメニュー	商工観光課	☎479	
民間企業編	指導課	☎358	998-0828
教職員編			



「金属リサイクルのしくみ」の講座の様子

市民協働推進課 ☎465

## 良好な街並み景観を目指して

市では、建築物や屋外広告物の規制・誘導をはじめ、空き家等の適正な管理など、景観という視点からさまざまなまちづくりの取り組みを行っています。

都市計画課 ☎346

### 八潮らしい街並み景観形成支援補助制度

50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づいた住宅を建築する方に、費用の一部を補助します。

■対象住宅

申込資格を満たす方で、「家づくり補助基準」に基づき新築する個人住宅

■補助金額・補助件数

1棟あたり一律100万円、2棟分※予算枠に達し次第締め切り

■対象地域

用途地域が、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域

■対象工事

○「家づくり補助基準」に適合(全20項目)

- 一定の居住機能(玄関、台所、便所、浴槽)が完備
- 敷地面積が100平方メートル以上かつ500平方メートル未満
- 請負金額が1,000万円以上(消費税を除く)の工事(ただし、カーポート、物置倉庫などの費用は除く)

■申込資格

- 申込日現在、市に1年以上住所を有し、市税を滞納していない方または市内の土地区画整理事業で公売中の保留地を購入した方
- 補助金の交付決定前に、工事を着手していない方
- 補助金の交付決定を受けた年度内に工事を着手し、完了する方
- 工事完了後に一定期間、住宅を公開できる方

■申込方法

12月9日までに、所定の申請用紙(都市計画課または市ホームページで入手)などを都市計画課窓口へ(郵送不可)  
※家づくり補助基準や申込資格など、詳しくは、都市計画課へお問い合わせください。



### 市内の電柱や街路樹へ屋外広告物を掲出することは禁止されています！

無秩序、無制限に屋外広告物が掲出されると、良好な街並み景観を損なうほか、交通の妨げとなり、思わぬ事故を招く可能性があります。このため市では、条例により、屋外広告物を掲出してはならない場所を「禁止物件」として定め、禁止物件に貼られた屋外広告物を定期的に撤去しています。

【禁止物件】

- 信号機、道路標識、ガードレール
- 街路樹
- 電柱
- 郵便ポスト など

《市民ボランティア団体募集》

良好な街並み景観を保全していくために、市では違反屋外広告物の除却活動を行う市民ボランティア団体を募集しています。

現在は、5団体に除却活動に取り組んでいただいています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。または都市計画課へお問い合わせください。



違反屋外広告物



除却活動に取り組む市民ボランティア団体